

発議第 12 号

定期接種の機会を逃した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種
機会の確保ならびにより効果の高いがん予防対策を求める意見書の提出につ
いて

定期接種の機会を逃した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種機会の確保
ならびにより効果の高いがん予防対策を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

令和3年12月13日提出

提出者 伊賀市議会議員

西條 エリ子

川上 善幸

宮崎 栄樹

百上 真奈

中岡 久徳

記

定期接種の機会を逃した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種
機会の確保ならびにより効果の高いがん予防対策を求める意見書

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは定期接種であるにもかかわらず、2013年6月以降、積極的勧奨を差し控えたまま8年余が経過した。これに伴い、2000年4月～2005年3月生まれの女性のほとんどが、定期接種の期間を過ぎた場合に公費での接種が受けられなくなることも含めて情報が伝えられないまま、接種機会を逃した。このまま接種がなされなければ、約22,000人の女性が防げたはずの子宮頸がん罹患し、約5,500人の女性が子宮頸がんで命を落とすと推計されている。

定期接種の機会を逃した女性のうち、自ら希望し任意接種を受ける女性は、高額な費用を自己負担しなければならず、万一副反応が発生した場合の補償にも差が発生する。経済的理由により任意接種ができない場合、がん予防に経済的格差が発生し、これから妊娠・出産を考える女性の妊孕性を脅かすことは、公衆衛生上の重大な問題である。

令和3年11月12日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、積極的勧奨を再開する方針が示されたが、すでに接種機会を逃した女性の救済は急務である。また、4価ワクチンの肛門がん等HPV関連がんの予防効果について男性への適応が追加され、9価ワクチンも承認されたことから、より効果の高いがん予防対策となるよう、早急に予防接種法施行令を見直し、8年間の遅れを取り戻す必要がある。

守れる命と健康を守るため、国に対し、以下を求める。

1. 定期接種の接種機会を逃し、HPVワクチンの任意接種を希望する女性に対して、経済的負担を軽減するための措置および財源の確保を行うこと。
2. 定期接種の接種機会を逃し、既に自費で接種した女性への償還払いを、前項の措置および財源の確保の対象に含めること。
3. 9価のHPVワクチンを定期予防接種に使用できるよう、早急に対応を行うこと。
4. 男性も定期予防接種の対象とすること。
5. 接種を躊躇せず安心してHPVワクチンによる子宮頸がん予防が行えるよう、有害事象に対する診療体制の強化および新たな補償制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

三重県伊賀市議会議長 市川 岳人

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 宛